

平成28年2月26日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の2記載の原処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害等級3級の障害厚生年金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、左乳癌、術後局所再発(以下、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、国民年金法による障害基礎年金及び厚年法による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求のあった傷病(左乳疾患)については、請求日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、国民年金法施行令別表(障害年金1級、2級の障害の程度を定めた表)・厚生年金保険法施行令別表第1(障害年金3級の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当していません。」という理由により、障害給付の支給をしない旨の処分(この処分のうち、障害厚生年金を支給しないとした部分を以下、「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けるためには、障害の状態が厚年法施

行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める障害等級3級の程度に該当することが必要とされている。

2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日であることは、本件記録から明らかであり、当事者間にも争いが無いものと認められるところ、請求人は、第2の2記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、裁定請求日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、厚年令別表第1に定める障害等級3級の程度に該当しないと認めることができるかどうかということである。

第4 審査資料

(略)

第5 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、本件障害の状態等について、次の記載のあることが認められる。

(略)

2 前記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 当該傷病による障害により、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の程度としては、厚年令別表第1に「身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(12号)及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」(14号)が定められている。

そして、厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」

という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるのである。

- (2) 認定基準の第3第1章第16節／悪性新生物による障害によれば、悪性新生物による障害の程度は、組織所見とその悪性度、一般検査及び特殊検査、画像検査等の検査成績、転移の有無、病状の経過と治療効果等を参考にし、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもを3級に該当するものと認定するとされ、悪性新生物は、全身のほとんどの臓器に発生するため、現れる病状は様々であり、それによる障害も様々であるとされ、悪性新生物による障害は、ア 悪性新生物そのもの(原発巣、転移巣を含む。)によって生じる局所の障害、イ 悪性新生物そのもの(原発巣、転移巣を含む。)による全身の衰弱又は機能の障害、ウ 悪性新生物に対する治療の結果として起こる全身衰弱又は機能の障害に区分するとされ、悪性新生物による障害の程度は、基本的には認定基準に掲げられている障害の状態を考慮するものであるが、障害等級3級に相当すると認められるものの一部例示として「著しい全身倦怠のため、一般状態区分表(これは審査資料の一般状態区分表のAないしオと同じ内容のものである。)のウ又はイに該当するもの」が掲げられ、全身衰弱と機能障害とを区別して考えることは、悪性新生物という疾患の本質から、本来不自然なことが多く、認定に当たっては組織所見とその悪性度、一般検査及び特殊検査、画像診断等の検査成績、転移の有無、病状の経過と治

療効果等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定するとされている。

- (3) 前記1で認定した本件障害の状態は、自覚症状は、両手足の強いしびれと非常に強い全身倦怠感を認め、手足指先、爪が痛み指先を使う作業、歩行は困難であるとされ、他覚所見は、しびれにより細かい作業は困難で、重い荷物を持つことができず(化学療法による副作用も関連があると考えられる。)、左手リンパ浮腫を認めたとされ、臨床所見の自覚症状は、疲労感、動悸、息切れ、関節症状、易感染性は「有」で、他の自覚症状及び他覚所見は、すべて「無」とされ、現時での日常生活活動能力及び労働能力は、しびれと全身倦怠感により、外出は非常に無理をしている状態で、家事を行うこともほとんど難しく、労働は困難で、一般状態区分表は「ウ」とされているのであるから、これらを総合勘案すると、それは、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものに相当する程度に至っているということができ、悪性新生物による障害で障害等級3級に相当すると認められる例示に該当する。
- 3 以上によれば、裁定請求日当時における本件障害の状態は、厚令第1表第1に定める3級の障害の程度に該当すると認められるから、請求人には平成〇年〇月〇日とその受給権発生日とする障害等級3級の障害厚生年金が支給されるべきである。当審査会の上記判断と趣旨を異にする原処分は妥当でないから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。